

～相談事例～

こんな時、どうするの？

住宅の解体で発生した建設廃棄物を処分業者に持ち込んでいるのですが、事務所ごとの契約書作成は面倒です。このような場合、解体現場ごとではなく、処分単価と搬入量の見込み量を示した契約書にしたいのですが。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は、主に木造家屋の解体工事をしています。どの現場でも、発生する廃棄物の種類はほとんど変わりませんし、処分単価はここ数年変わりません。処分先は、破碎、焼却、安定型や管理型の埋立の許可を持っている事業場です。1つの解体現場は10日くらいで発生量も大きく変わりません。会社としては同時に2～3の現場が並行して動いています。自分で運ぶことはせず収集運搬も委託しています。県内一律1日1台いくらとしています。

(協会)

常時一定の量を排出されている様子が分かりました。

(相談者)

住宅解体をハウスメーカーから受託しており、発注書が来まして請書で応じています。現在は現場ごとに処分委託契約書を作っていますが、単価と量は毎月だいたい同じ、同じ契約書を繰り返し作成し会計処理しています。それなら、単価契約にできないかと思ひまして。

そもそも、現場ごとに契約しないといけないのでしょうか。

(協会)

廃棄物処理法は、排出者が、①委託業者は委託内容の許可を有しているか、②処分料金は適正か、③処分料金が委託先に支払われるか契約書で確認できるよう求めています。また、契約書ですら料金に係わる廃棄物の種類とその種類ごとの単価、委託量(見込み)が必要です。

一方で、処分委託契約書の法定記載事項として「排出元の所在地」はありませんが、マニフェストに「排出元の名称と所在地」の記載が必要になります。発注書で現場の所在地を処分業者に伝えれば、マニフェストの排出元情報から現場ごとの量と料金を把握できます。

(相談者)

ハウスメーカーの先には解体する住宅の持ち主がいます。現場ごとに把握したいですね。

(協会)

それであれば、排出者として処分業者の受け入れ能力を把握する意味で、搬入日を処分業者に伝え、受入れ確認の仕組みを作っておくとよいでしょう。単価契約もできそうですね。

(相談者)

では、収集運搬の方の契約はいかがでしょうか。

(協会)

収集運搬については、許可品目は当然ですが、解体現場の所在地の許可を有するか考える必要がありますね。県内で積込みし処分、積替保管せず直行するなら、県の許可証で域内の許可はOKです。積替え保管施設を宇都宮市に持ち、県内を網羅するには宇都宮市と宇都宮市以外の県の許可証が必要です。積み替え保管を持つ場合は、保管施設を経由するかどうか契約が必要になりますので現場ごとの個別契約がいいでしょう。ただ、2キロも50キロも同じ単価となることの合理性を説明できますか。

(相談者)

1台が一日稼働するという料金設定は、遠ければ一往復、近ければ何往復もしますので、一日一車です。一日の単価と台数を考慮すれば運搬費用が合理的か検討できると考えます。

(協会)

分かりました。近いときには何往復もするという合意があるのですね。それでは「現場ごとに一日の台数を提示する」と明記するといいいでしょう。マニフェストと請求書を照合できるよう取り決めておき、契約書には「1台1日単価」と「台数を見積れる書類」を綴じこむことが求められます。印紙も一本の契約にすると契約数量により印紙額が変わるようです。これも注意です。解体、収集運搬、処分をグループ企業で円滑に行う形態もあります。

(相談者)

そうですね。細かなところは行政に尋ねやっています。